

和歌山県知事免許の宅地建物取引業者の皆さまへ

和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課

**下記のとおり申請手続きを変更しました。**

記

●令和6年11月1日変更分

変更点	変更前	変更後
法人の履歴事項全部証明書	添付必要	添付不要

●令和6年5月25日変更分

変更点	変更前	変更後
提出窓口	① 主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の業者は県庁建築住宅課 ② 主たる事務所の所在地が①以外の業者は各区域を管轄する振興局建設部	① 変更なし ② 主たる事務所の所在地が①以外の業者は各区域を管轄する振興局建設部、または、県庁建築住宅課
提出部数	① 主たる事務所の所在地が和歌山市、海南市、海草郡の業者は正本1部、副本1部 ② 主たる事務所の所在地が①以外の業者は正本1部、副本2部	業者の所在地に関わらず正本1部、副本1部
免許申請書<新規・更新>	第一面に代表者の顔写真を貼付 専任取引士の身分証明書、登記されていないことの証明書を添付	第一面に代表者の顔写真の貼付不要 専任取引士の身分証明書、登記されていないことの証明書の添付不要
免許申請書<更新>	—	添付書類に「従業者名簿の写し」を追加
名簿変更届出書<専任取引士の就任>	専任取引士の身分証明書、登記されていないことの証明書を添付	専任取引士の身分証明書、登記されていないことの証明書の添付不要
宅地建物取引業従業者変更届出書	従業者に変更（入社、退社、異動）があった場合、2週間以内に届出	・提出様式を変更 ・毎年4月1日前1年間に従業者の変更（入社、退社、異動）があった場合、4月30日までに届出

問い合わせ

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通1丁目1番地  
和歌山県 県土整備部 都市住宅局 建築住宅課 宅建業担当係  
TEL：073-441-3180